

養老町第四回定例会会議録

平成二十五年第四回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十五年十二月十日第一日）

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	議案第七十三号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第五	議案第七十四号 養老町法定外公物管理条例等の一部を改正する条例について
日程第六	議案第七十五号 養老町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
日程第七	議案第七十六号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第八	議案第七十七号 町道路線の廃止について
日程第九	議案第七十八号 町道路線の認定について
日程第十	議案第七十九号 町道路線の変更にについて
日程第十一	同意第五号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第十二	同意第六号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
日程第十三	同意第七号 固定資産評価審査委員会委員の選

日程第十四 議案第八十号

任同意について

平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更にについて

日程第十五 議案第八十一号

平成二十五年養老町一般会計補正予算

日程第十六 議案第八十二号

平成二十五年養老町国民健康保険特別会計補正予算

日程第十七 議案第八十三号

平成二十五年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算

日程第十八 議案第八十四号

平成二十五年養老町上水道事業会計補正予算

日程第十九 議案第八十五号

平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計補正予算

日程第二十 議案第八十六号

平成二十五年養老町介護保険事業特別会計補正予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 田中敏弘

一 番 岩永義仁
二 番 長澤龍夫
三 番 大橋三男
四 番 三田正敏
五 番 吉田太郎
六 番 早崎百合子
七 番 野村永一

八番	田中敏弘
九番	松永民夫
十番	皆川雅子
十一番	中村辰夫
十二番	岩瀬進
十三番	水谷久美子
○欠席議員なし	

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育長	並河清次
総務部長兼企画政策課長	問山孝通
総務部総務課長	田中信行
総務部税務課長	渡邊章博
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉部長	松永博孝
住民福祉部長	野村博治
健康福祉課長	
住民福祉部長	高木久之
生活環境課長	柏渕裕昭
産業建設部長	

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

産業建設部長	川地豊己
農林振興課長	
産業建設部長	加藤敏博
産業建設部長	伊藤博文
産業建設部長	西脇和信
水道建設部長	安藤淳一
会計管理者兼会計課長	藤田実芳
教育委員会事務局局長兼生涯学習課長	伊藤公一
教育委員会局長	堀田明男
教育総務課長	
スポーツ振興課長	
消防長	
議会議務局長	山中秀樹
議会議務局書記	川地洋子
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(田中敏弘君) おはようございます。

平成二十五年第四回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、

ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。

傍聴席の皆さんも御一緒をお願いいたします。

――「町民憲章」朗唱――

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

また、今定例会開会中、報道機関に限り議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。

それでは、ただいまから平成二十五年第四回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長（田中敏弘君） 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、四番 三田正敏君、五番 吉田太郎君を指名いたします。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、十二月四日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 中村辰夫君。

○議会運営委員長（中村辰夫君） 議長の命により、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

十二月四日午前十時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十五年第四回定例会の運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日十二月十日から二十日までの十一日間で、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定しました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、質疑、討論、採決、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

なお、冒頭で議会運営委員会の報告というのを抜かしましたので、ここで議会運営委員会の報告ということとさせていただきます。

一般質問は、議会二日目の十二月十九日に行うこととし、発言順序は一般質問通告書の受け付け順で行うことに決定しました。

次に、審議に関する議案、条例の一部改正についてが四件、町道路線の廃止、認定及び変更についてが三件、人事案件についてが三件、特別会計の繰り入れの変更についてが一件、一般会計及び特別会計等の補正予算についてが六件、以上、合計十七件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第十、町道路線の変更についてまで及び日程第十四、平成二十五年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてから日程第二十、平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算までの計十四件は、議会初日に逐次上程し、提案理由の説明を受け、議会最終日に質疑、討論を経て、採決することに決定しました。

次に、日程第十一から日程第十三の固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての三件については、同意の人事案件につき、一括議題として議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決を行うことに決定しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。終わります。

○議長（田中敏弘君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日十二月十日から十二月二十日までの十一日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日十二月十日から十二月二十日までの十一日間と決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十五年度八月分から十月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

師走ということで、何かと議員各位には御多用の中、本会議に

御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平成二十五年第四回養老町議会定例会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

ことし最後の定例議会でございますので、ことしの総括ということで、一年を振り返ることで御挨拶にさせていただきますと思います。

少しお時間をいただきたいと思えます。

皆さんも御承知のとおり、平成二十五年の年明け間もない一月には、養老町斎苑の嘱託職員による公金横領という、あつてはならない不祥事が発覚したのを皮切りに、町民税の軽減措置の適用漏れや町営住宅土地の課税ミス、広幡小学校長の自損事故、職員の超過勤務手当未払い問題、臨時職員によるひき逃げ、逮捕など、まさに負の連鎖とも言える不祥事が次から次に発生し、その都度新聞やテレビ等のマスコミを騒がせるなど、その対応と以後の対策に苦慮をした波乱の一年でございました。

特に公金横領事件にあつては、事件の発覚後、全庁体制で公金等の管理適正化のための取り扱いチェックマニュアルを作成して、事務の取扱方法を改善するなど、再発防止に全力を傾注するとともに、臨時職員や嘱託職員に至るまでの全職員を対象とするコンプライアンス（法令遵守）に関する職員研修を十一月三十日に実施して、職員の資質向上に努めたところでございますが、研修数日後の十二月三日に臨時職員によるひき逃げ、逮捕という衝撃的な事件が発生するに至り、正直なところ、言葉も出ないというのが心境でございます。町民の皆様には、ただただ陳謝申し上げるしかすがございません。

職員は、公僕としてどうあるべきかを再認識させるための研修制度の充実・強化が必要であると痛感したところであり、接遇研

修とあわせて、信頼され、親しまれる職員としてどうあるべきかを職員全員で学んでいかなければならないものと決意を新たにいたしております。

また、職員の超過勤務手当未払い問題については、今回の定例議会で補正予算を上程しておりますので、詳細については補正予算の概要説明の中でお話を申し上げたいと存じますが、町条例に違反する行為であったと真摯に反省し、法に基づき、過去二年分について所要額を追加支払いするとともに、ことしの十月分から町条例に基づく正規の額を支払うよう努めるとともに、超過勤務のあり方について、養老町職員の時間外勤務等取扱規程の厳格な運用による管理体制の見直しと、超過勤務を減らす勤務体制の見直しを図ってまいりたいと存じます。

議員各位、並びに町民の皆様には、深くおわびを申し上げます。こうした町のイメージを大きく損なう事件の半面で、まことに喜ばしいことですが、養老町の未来にとって幾つかの明るい材料が見え始めてまいりました。

長年の懸案事項であり、これまで関係機関等に要望活動が続けてまいりました各事業が大きく動き始め、国、並びに県の御理解により、莫大な事業費が養老町に現在投入され、あるいは投入が決定されるなど、大変ありがたく感じております。

まず東海環状自動車道西回りルートのうち、養老ジャンクションから養老インターチェンジに至る三・三キロ区間の工事の起工式が九月十七日に、議員の皆様初め国・県関係の皆様の御出席を得て厳粛に開催され、養老改元一三〇〇年祭の本祭が開催される二〇一七年の開通に向け工事着手され、既に八カ所で工事が進められつつあります。

また、養老町の北の玄関口と位置づけられ、河北地域の振興・

発展に大きく寄与するアクセス施設として名神高速道路サービスエリアにスマートインターチェンジを設置するべく、国・県並びにNEXCO、さらには設置に必要となる地区協議会等の協議が調い、六月二十一日には国土交通大臣からの連結許可書の伝達式が行われ、平成二十七年十二月の完成を目指し、整備を進めることとなりました。

東海環状自動車道については、アクセス道路となる県道養老・平田線の改良工事が県により現在整備が進められていますが、いまだ一部地権者の御理解が得られておらず、これ以上のおくれは許されない状況にあります。

また、スマートインターチェンジについても、地元地域の皆さんの全面的な御賛同が得られていない状況でありますので、アクセス道路のほか、周辺道路の整備に加えて、交通安全対策や騒音対策にも万全を期すなど、地元の方々の御理解を得られるよう、協議を継続してまいりたいと考えています。

どちらも養老町の振興・発展のためには欠くことのできないものであると確信しておりますので、目標年次には必ずや完成、供用開始できるよう全力を傾注してまいる覚悟でございます。

さらに、養老改元一三〇〇年祭の開催に合わせて、養老公園の再整備に向けて、ことし四月に策定した新生養老まちづくり構想に基づく計画を推進するとともに、養老公園のアクセス道路となる南濃・関ヶ原線の歩道の整備のほか、養老インターチェンジから西に向けての養老・平田線の改良及び源氏橋付近の交差点改良、大垣・養老公園線蛇持交差点及び養老橋南詰めの交差点の改良を含めた高田橋の改修など、長らく停滞していた事業が、県当局の理解を得て二〇一七年までに施行されることとなっております。

また、牧田川河川改修の関係についても、五三排水機の排水管

布設がえ工事及び牧田川右岸堤大野地内の補強工事七百五十メートルが現在実施されているほか、牧田川烏江橋の上下流一帯では土砂のしゅんせつ工事が、多芸橋の上下流では牧田川左岸堤の漏水防止工事が、国の事業で進められているところでございます。

なお、大巻地内の牧田川右岸の今尾橋西では、国の補助事業により防災拠点整備に着手することとなり、今議会にも用地買収費として補正予算を上程しております。

この施設は、集中豪雨や台風による水没の危険性が高く、過去にも堤防決壊により水没の経験を有する南部地域住民にとって、以前から要望の高かった施設であり、災害復旧活動の拠点となるばかりでなく、地域住民の一時的な避難場所としても利用できるものであり、二万一千平米の用地を防災の拠点施設として整備するものでございます。

また、新しい食肉センターの整備については、岐阜県や養老町、岐阜市、関市のほか、全農など関係団体等で組織する岐阜県食肉基幹市場促進協議会で検討を進めてまいりました。現在ある三つの食肉処理施設を一カ所に統合整理するという基本的な考えのもと、下部組織である準備委員会でその建設場所について協議を続けてまいりましたところ、ほぼ合意に達する段階にまで来ております。事業主体をどこにするか、事業規模及び財源はどうするかなど、まだ多くの難問が残されておりますが、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会でさらに協議を進め、早期に建設着手できるように万全を期してまいりたいと存じます。

以上、激動の一年を振り返り養老町が大きく変わろうとしている状況を御説明申し上げます。

よいところも悪いところも数多くのことがあり、まさに波乱の一年とも言える一年ではございましたが、来年以降も養老町にと

ってよいことでマスコミに取り上げられるよう、一層の努力を続けてまいりたいと存じますので、議員各位にはさらなる御支援をいただきますようお願い申し上げます。

今議会に上程しました案件は、条例の一部改正四件、町道の廃止・認定・変更三件、固定資産評価審査委員会の選任同意三件、特別会計の繰入れの変更一件、補正予算六件の計十七件でございます。いずれの案件も重要案件でございますので、慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 町長の挨拶が終わりました。

次に、日程第四、議案第七十三号から日程第十、議案第七十九号までの七議案は逐次上程後、提案理由の説明のみ受けます。

○議長（田中敏弘君） それでは、日程第四、議案第七十三号 養

老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十三号

養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案第七十三号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年十二月十日提出。

改正の趣旨でございます。国家公務員の勤務時間が平成二十一

年四月一日から、一日七時間四十五分、一週間三十八時間四十五分に改定されていることを踏まえ、町職員の勤務時間も国家公務員に準じて平成二十六年一月一日から短縮するものでございます。

なお、勤務時間については短縮いたしますが、役場の開庁時間については今までどおりの八時三十分から十七時十五分、いわゆる昼の休憩時間を十二時四十五分までであったものを十二時から十三時までとし、閉庁時間は同じく十七時十五分として、行政サービスの水準を維持してまいります。

まず要旨でございます。

まず第二条第一項の改正では、職員の一週間当たりの勤務時間を現行の「四十時間」から「三十八時間四十五分」に改めるものでございます。一日当たりでは八時間から七時間四十五分となるものでございます。

次に、同条第三項の改正では、職員の勤務時間の短縮に伴い、再任用短時間勤務職員の勤務時間を現行の「十六時間から三十二時間」を「十五時間三十分から三十一時間」に改めるものでございます。

次に、同条第四項の改正では、第三項の改正と同様に育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の一週間当たりの勤務時間を現行の「三十二時間」を「三十一時間」に改めるものでございます。

次に、第三条の改正では、職員の勤務時間の割り振りを一日につき「八時間」から「七時間四十五分」に改めるものでございます。

次に、第六条の改正では、職員の休憩時間について、六時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩をおくことに改め、「三十分以上四十五分未満」を「四十五分以上一時間未満」に改めるものでございます。

次に、附則につきましては、職員の勤務時間の短縮に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

まず、第二項の養老町職員の給与に関する条例の一部改正では、職員の時間外勤務手当の基礎となります勤務時間を現行の「八時間」から「七時間四十五分」に改めるものでございます。

次に、第三項の養老町職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、育児短時間勤務の制度での特別の勤務の形態における勤務時間を改正するものでございます。

特別の勤務形態について、現在一週間当たり「二十時間、二十四時間又は二十五時間」となっておりますが、職員の勤務時間の短縮に伴い週「十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分」に改めるものでございます。

次に、第四項の養老町職員の高齢者部分休業条例の一部改正では、高齢者部分休業の承認の時間を現行の「一週間を通じて二十四時間」を超えない範囲内を「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一」を超えない範囲内に、また「三十分」の単位を「五分」に改めるものでございます。

次に、第五項の養老町職員の修学部分休業条例の一部改正では、修学部分休業の承認の時間を現行の「一週間を通じて二十四時間」を超えない範囲内を「当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一」を超えない範囲内に、また「三十分」の単位を「五分」に改めるものでございます。

この条例は、平成二十六年一月一日から施行いたします。

以上で、議案第七十三号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第五、議案第七十四号 養老町法定外公物管理条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十四号 養老町法定外公物管理条例等の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案第七十四号 養老町法定外公物管理条例等の一部を改正する条例について。

養老町法定外公物管理条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年十二月十日提出。

改正の趣旨でございます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等により、消費税及び地方消費税の率が引き上げられ、また総務省より各地方公共団体においても消費税率の引き上げに伴う公共料金等の改正について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、適切に対処するよう通知が出されていることを踏まえ、養老町法定外公物管理条例のほか二十四の条例で規定されている使用料等の改正を行うものでございます。

関係条例といたしましては、二十五の条例がございます。

一番、養老町法定外公物管理条例、養老町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例、養老町小学校及び中学校の設置等に関する条例、養老町公民館設置及び管理に関する条例、五番目、養老農村勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例、養老町民会館設置及び管理に関する条例、養老町国際学習会館設置及び

管理に関する条例、養老町山口会館設置及び管理に関する条例、養老町体育施設条例、十番目、養老町立ふれあいセンター養老設置及び管理に関する条例、養老町地域福祉センター設置及び管理に関する条例、養老町老人福祉センター設置及び管理に関する条例、養老町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、養老町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例、十五番目、養老町斎苑の設置及び管理に関する条例、養老町立食肉事業センター設置及び管理条例、養老町就業改善センターの設置及び管理に関する条例、養老町農村婦人の家の設置及び管理に関する条例、二十番目、養老町都市公園条例、養老町簡易水道事業給水条例、養老町上水道事業分担金徴収条例、養老町上水道事業給水条例、養老町下水道条例、養老町観光施設設置条例の以上二十五の条例でございます。

要旨でございますが、それぞれの条例において、消費税相当分を含めた使用料等が定められており、基本的には消費税相当分の率を百分の百五から百分の百八に引き上げて計算し、使用料等を見直しております。

また、端数の処理については、上水道使用料、下水道使用料、簡易水道使用料、農業集落排水使用料、コミュニティ・プラント使用料、食肉事業センター使用料、行政財産の目的外使用料については、一円未満の端数を切り捨てし、その他の施設使用料等は十円未満の端数を切り捨てております。

この条例は、平成二十六年四月一日から施行するものでございます。

また、経過措置として、コミュニティ・プラント使用料、農業集落排水使用料、簡易水道料金、上水道料金、下水道使用料につ

いては、施行日前から継続して使用している施設の使用、または継続して供給している水道の使用で、平成二十六年四月一日から四月三十日までの間に使用料、または料金の支払いを受ける権利が確定するものの当該確定した使用料、または料金は、なお従前の例によることといたします。

以上で、議案第七十四号 養老町法定外公共物管理条例等の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第六、議案第七十五号 養老町

道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十五号

養老町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案第七十五号 養老町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について。

養老町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のよう

に定めるものとする。平成二十五年十二月十日提出。

改正の趣旨でございます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等により、消費税及び地方消費税の率の変更されることに伴い、道路占用料の所要の改正を行うとともに、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、道路占用料の減免規定の改正を行うものでございます。

要旨でございます。

第二条第六項の改正は、同条に規定する占用期間が一月に満たない場合の土地占用料の額について、消費税相当額である百分の五を乗じて得た額を加算しておりますが、平成二十六年四月一日より施行される消費税法等の改正にあわせ、消費税相当額を百分の八とする改正を行うものでございます。

第三条第一号につきましては、これまで国の事業で道路占用料を徴収することができるものが国有林野事業に限られていたところ、本年四月に国営林野事業が企業形態を廃止しております。これにより、道路占用料を徴収することができるとなる国の事業がなくなつてしまったことに伴い、減免の規定から削除するものでございます。

施行日、公布の日から施行いたします。ただし、第二条第六項の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行いたします。

以上で、議案第七十五号 養老町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第七、議案第七十六号 養老町

営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十六号

養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案第七十六号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十五年十二月十日提出。

改正の趣旨でございます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号。以下「一部改正法」といいます。）が平成二十五年七月三日に公布され、同日から起算して六カ月を経過した平成二十六年一月三日から施行することとされました。

一部改正法による配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号。一部改正法による改正後は「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」。以下「法」といいます。）の改正に伴い、養老町営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、次のとおりでございます。

養老町営住宅管理条例にて、町営住宅に入居する際には同居する親族が必要であると定められておりますが、単身でも入居できる例外規定の中に法に規定する配偶者からの暴力の被害者が含まれております。

今回の法改正にて、まず法の題名改称が行われるため、法を用いている規定について改定するものでございます。

また、従来法の対象とされていた配偶者からの暴力及びその被害者に加え、生活の本拠をとるに際し相手からの暴力及び被害者についても法の対象に追加されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

この条例は、平成二十六年一月三日から施行するものでございます。

以上で、議案第七十六号 養老町営住宅管理条例の一部を改正

する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第八、議案第七十七号 町道路

線の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十七号

町道路線の廃止についての説明をさせていただきます。

議案第七十七号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第三項の規定に基づき、町道の路線を次のように廃止するものとする。平成二十五年十二月十日提出。

今回廃止する路線は、河川改修工事によるものが一路線であり、道路法第十条第三項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

整理番号一番の大野六号線でございますが、この路線は河川改修工事により機能を失った町道を廃止するものであります。

詳細につきましては、議案に添付しております図面及び資料の最後にある路線調書一覧表をごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第七十七号 町道路線の廃止についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第九、議案第七十八号 町道路

線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十八号

町道路線の認定について説明させていただきます。

議案第七十八号 町道路線の認定について。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第八条第二項の規定に基づき、町道の路線を次のように認定するものとする。平成二十五年十二月十日提出。

今回認定する路線は、道路の寄附によるものが一路線、県営土地改良事業によるものが四路線であり、道路法第八条第二項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、整理番号一番の石畑九十三号線でございます。この路線は、寄附を受けた道路を認定するものでございます。

次に、整理番号二番の横屋三十六号線、整理番号三番の横屋三十七号線、整理番号四番の田有尾六号線、整理番号五番の田有尾七号線でございますが、これらの路線は、県営土地改良事業（下池西部地区）に伴い整備された道路を認定するものでございます。詳細につきましては、議案に添付しております図面及び資料の最後にある路線調書一覧表を御確認いただきたいと思います。

以上で、議案第七十八号 町道路線の認定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十、議案第七十九号 町道路

線の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十九号

町道路線の変更について、説明をさせていただきます。

議案第七十九号 町道路線の変更について。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第三項の規定に

基づき、町道の路線を次のように変更するものとする。平成二十五年十二月十日提出。

今回変更する路線は、路線網見直しによるものが一路線、東海環状自動車道建設工事によるものが一路線、県道拡幅工事によるものが一路線、県営土地改良事業によるものが二路線であり、道路法第十条第三項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、整理番号一番の宇田四十一号線でございますが、路線網の見直しにより、起点を変更するものでございます。

次に、整理番号二番の祖父江三十九号線でございますが、東海環状自動車道建設工事に伴い、終点を変更するものでございます。

次に、整理番号三番でございますが、県道養老・平田線の拡幅工事に伴い、路線名及び終点を変更するものでございます。

次に、整理番号四番及び整理番号五番でございますが、県営土地改良事業に伴い、路線名及び終点を変更するものでございます。詳細につきましては、議案に添付しております図面及び資料の最後にある路線調書一覧表をごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第七十九号 町道路線の変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十一、同意第五号から日程第

十三、同意第七号までの固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての三議案を一括議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して、議案ごとに逐次採決いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第五号から同意第七号までの固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の佐竹孝一氏、吉松攝雄氏、中島敏美氏の任期が平成二十五年十二月二十六日をもって満了となりますので、三名全員を引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法第四百二十三条第三項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成二十五年十二月二十七日から平成二十八年十二月二十六日までの三年間となります。

まず同意第五号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百二十三条第三項の規定により、次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、同意を求めるものとする。平成二十五年十二月十日提出。

同意を得る者の住所、氏名でございますが、岐阜県養老郡養老町蛇持八十七番地、佐竹孝一。

次に、同意第六号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百二十三条第三項の規定により、次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、同意を求めるものとする。平成二十五年十二月十日提出。

同意を得る者の住所、氏名、岐阜県養老郡養老町押越千六番地八、吉松攝雄。

次に、同意第七号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意に

ついて。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百二十三条第三項の規定により、次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、同意を求めるものとする。平成二十五年十二月十日提出。

同意を得る者の住所、氏名、岐阜県養老郡養老町釜段七百六十六番地、中島敏美。

以上で、同意第五号から同意第七号までの固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより三議案に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいまの固定資産評価審査委員会の選任同意でございますが、二〇一二年、また二〇一三年、現時点でこの固定資産評価審査委員会はそれぞれ何回開かれているのか。

また、今回再任されたお三人の方ですけれども、直接町長が面接をしてお願ひされたのか、その対応。それと、お三人の方から町への要望などがあつたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の件については、お三方とも直接お会いしてお話をしているわけではございませんが、長くその職務につかれまして、仕事量等、信任できるという報告も受けておりますので、お会いはいたしております。

そのほかのことにつきましては、総務課長のほうから返答させていただきます。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長。

○総務部総務課長（田中信行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

固定資産評価審査委員会につきましては、案件がなかったというところで、委員会は開催されておりません。

それと、お三人方からの要望といったようなことで、まだ勉強会等、いろいろやってほしいというようなことの要望は来ております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、任期中は一回も開いていないということなのか、その点についての確認と、それからお三人とも専門性のあるすばらしい方だとは思っておりますが、人事案件については、少なくとも責任ある町長がやはりしっかりと面接をしていただいて、そしていろいろな要望、町政に反映できることも多々あるはずです。そういうふうなところを指摘しておきたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 答弁は要りますか。

○十三番（水谷久美子君） 一回目の三年間の任期中の固定資産評価審査委員会ですね。先ほど二〇一二年と二〇一三年の現時点という質問をしましたので、二〇一一年、その三年間ですね。

○議長（田中敏弘君） 田中総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（田中信行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えします。

ちよっと今、資料のほうを持ち合わせておりませんので、また

後ほど御報告させていただきたいと思います。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより日程第十一、同意第五号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、日程第十二、同意第六号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に日程第十三、同意第七号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、日程第十四、議案第八十号から日程第二十、議案第八十六号までの七議案は、逐次上程後、提案理由の説明のみ受けま

○議長（田中敏弘君） それでは、日程第十四、議案第八十号 平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更に
ついてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十号

平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更に
ついて御説明をさせていただきます。

議案第八十号 平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計
の繰入れの変更に
ついて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、
平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計は、平成二十五年
度養老町一般会計から繰り入れる額を次のとおり変更するものと
する。平成二十五年十二月十日提出。

変更により減額する額、百二十九万八千円。変更後の繰入総額、
二億二千六百三十一万四千円。繰入額の変更理由、公共下水道整
備事業変更のため。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回議案第八十五号
の平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一
号）で、歳入歳出に百一万二千円を追加いたしております。

歳入といたしましては、県公共事業補償金二百三十一万円――
これは南濃・関ヶ原線の事業でございます――の追加とな
っております。

また、歳出につきましては、総務費として百一万二千円を追加
いたしております。この歳入歳出の差額分につきましては、一般
会計からの繰入金で調整しております、歳入歳出差し引き百二

十九万八千円を減額することとし、繰入総額を二億二千六百三十
一万四千円に変更するものでございます。

以上で、議案第八十号 平成二十五年養老町公共下水道事業
特別会計の繰入れの変更に
ついての提案説明とさせていただきます。
す。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十五、議案第八十一号 平成

二十五年養老町一般会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十一号

平成二十五年養老町一般会計補正予算（第三号）につしまし
て、その概要を説明させていただきます。

議案第八十一号 平成二十五年養老町一般会計補正予算（第
三号）。
平成二十五年養老町一般会計補正予算（第三号）は、次に定
めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出
それぞれ二億八千二百九十七万七千円を追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ百一億二千四百四十万九千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの
金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出
予算補正」による。

地方債の補正、第二条 地方債の変更は、「第二表 地方債補
正」による。平成二十五年十二月十日提出。

今回の補正予算につきましては、防災拠点整備事業やウィンド

ウズXP対策のための教職員のパソコン整備、未払い分の時間外勤務手当等の人件費の補正が主なものでございまして、歳入歳出の総額にそれぞれ二億八千二百九十七万七千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ一億二千四百四十万九千円とするものでございます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

人件費の補正につきましては、後ほど一括で説明をさせていただきます。

まず、十三ページの総務費の総務管理費、目、財産管理費では、庁舎等管理費で需用費（光熱水費）七十万円、役務費（通信運搬費）百六十万円、合計で二百三十万円、公有財産及び普通財産管理費で、需用費（光熱水費）百三十万円の増額をいたしました。庁舎等管理費の需用費につきましては、庁舎の電気料について、燃料費調整額について値上げがされたことと、本年度の記録的な猛暑のため電気料が増加したことによるものと考えております。また、役務費につきましては、庁舎の電話料について、オンデマンドバスのフリーアクセス料金として七十二万円、ナンバーディスプレイ使用料として十七万二千円、電話交換機をデジタル化したための工事費等七十万八千円を増額いたしました。

また、公有財産及び普通財産管理費の需用費（光熱水費）につきましては、主に二千八百七十基の街路灯の電気料についても同様に、燃料費調整額が値上げされたことで不足分百三十万円の増額をいたしました。

また、当初予算で財産売払収入を特定財産に充当していましたが、今回、河川費に充当がえを行うため、財源更正を行いました。

次に、同じく総務管理費、目、地域振興費では、オンデマンド

バス運行事業費の予約受け付け業務について、当初一名で対応していた社員を一名増員したことにより、委託料について百三十六万七千円を増額いたしました。

十四ページの戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費では、平成二十六年四月一日より多芸西部地区の区割りが変更になることに伴い、住民基本台帳電算システムの行政コードの変更経費として二十八万四千円を委託料に計上いたしました。

次に、十五ページの民生費の社会福祉費、目、社会福祉総務費では、障害者総合支援法の施行に伴う障害者自立支援システム等改修業務委託料として新たに三百十五万円を計上し、また国民健康保険特別会計繰出金及び介護保険事業特別会計繰出金については、それぞれの特別会計の補正に伴い、国民健康保険特別会計では二百五十五万六千円を減額し、介護保険事業特別会計では三百三十二万四千円を増額いたしました。

同じく社会福祉費の目、福祉医療費では、本年度の重度心身障害者医療事業費及び母子家庭等医療事業費の動向に基づき算定しました扶助費の見込み額により、それぞれ千二百二十六万六千円、十二万二千円を増額いたしました。

同じく社会福祉費の目、地域改善費では、ようろう湯の利用者の減少による収入減や、燃料費の高騰などのため運営経費が不足する見込みですので、ようろう湯業務委託料を百十万円増額いたしました。

同じく社会福祉費の目、心身障害者福祉センター費では、児童発達支援事業で臨時職員の未払い割り増し賃金に係る遅延損害金で三千円を計上いたしました。

次に、児童福祉費、目、児童福祉総務費では、職員管理費で五百二十一万円を増額しました。内訳としましては、保育園臨時職員

の割り増し賃金未払い分百五十八万七千円及び賃金不足見込み額三百五十二万三千円を合計して、賃金を五百一十一万円増額し、臨時職員の割り増し賃金未払い分に係る遅延損害金十万円を補償、補填及び賠償金に計上しました。また、出産祝い金支給事業では、本年度のこれまでの実績等により不足する額百十万円を増額いたしました。また、子ども・子育て支援事業では、子ども・子育て支援制度に係るシステム構築のために、委託料七百五十三万五千円を計上いたしました。十六ページの保育士人材確保等事業では、見込みと実績との差額分等（基準日十月一日現在の児童数確定に伴うもの）で五万七千円を増額いたしました。

同じく児童福祉費の目児童措置費では、私立保育所運営事業において、園児数の実績見込みの増加に伴い、私立保育園運営費を七十八万六千円増額し、また国庫・県支出金の増額に伴い、財源更正を行いました。

次に、衛生費の保健衛生費、目保健衛生総務費では、保健センター運営事業の臨時職員の割り増し賃金未払い分十三万九千円を賃金に、割り増し賃金に係る遅延損害金二千円を補償、補填及び賠償金に計上し、母子保健事業で養育医療費の実績見込みの増加により七十三万七千円を増額いたしました。

同じく保健衛生費の目斎苑費では、臨時職員の割り増し賃金未払い分二十四万八千円及び遅延損害金一万七千円を計上いたしました。

同じく保健衛生費の目公害対策費では、高度処理型合併浄化槽設置事業に地域の元気臨時交付金千七百万円を充当するため、財源更正を行うものでございます。

十七ページの保健衛生費の清掃費、目コミュニティプラント管理費では、水質悪化による汚泥の運搬量が増加したため、不足見

込み額二百五十万八千円を増額いたしました。

次に、十八ページの商工費の商工費、目商工業振興費では、住宅リフォーム促進事業について、岐阜県振興補助金二百五十万円の交付決定を受けましたので、財源更正を行うものでございます。

次に、土木費の道路橋梁費、目道路橋梁新設改良費では、地域の元気臨時交付金一千百十四万四千円を充当する財源更正を行うものでございます。

十九ページの土木費の河川費、目防災拠点事業費では、池辺大巻地区で進めてまいりました防災拠点の整備事業において用地購入を行うために、新たに一億五千三百六十七万五千円を計上いたしました。財源内訳につきましては、国土交通省事業用地買い上げ分として、その他財源として一億二千十二万円を充てます。

同じく土木費の都市計画費、目下水道整備費では、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金百二十九万八千円を減額するものでございます。

次に、消防費の消防費、目常備消防費では、消防署指令棟整備事業に地域の元気臨時交付金千七百二十万円を充当するため、財源更正を行うものでございます。

次に、二十ページの教育費の教育総務費、目事務局費では、留守家庭児童教室事業の指導員の未払い割り増し賃金に係る遅延損害金として三万一千円を計上いたしました。

次に、小学校費、目学校管理費では、小学校管理事務で二千二百八十一万八千円を増額いたしました。内訳としては、現在使用しております教職員用パソコンのオペレーティングシステムはウィンドウズXPであり、サポート期間が平成二十六年四月八日で終了いたします。サポート終了後にはウイルス感染する可能性が高く、またその感染は大規模に影響することが懸念されます。ま

た、同パソコンは平成十九年度に整備し、六年が経過しております。来年度更新する計画でございましたが、整備完了までに空白期間ができ、重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、今回補正予算に計上するものでございます。内容としましては、パソコン、ソフトウエア、プリンターの買い換えを行います。小学校分としましては、ノートパソコン、ソフトウエア各百十七台、プリンターA3モノクロ、A4モノクロ各七台、その他関係経費では二千二百七十九万四千円を計上し、そのほか小学校臨時職員の未払い割り増し賃金に係る遅延損害金二万四千円を計上いたしました。

次に、二十一ページの中学校費、目学校管理費では、小学校費と同じく職員室パソコン環境整備事業として、教職員用パソコン、ソフトウエア、プリンターの買い換えを行いたく、ノートパソコン、ソフトウエア各五十八台、プリンターA3モノクロ、A4モノクロ各二台、その他関係経費で千八十一万九千円を計上し、また中学校臨時職員の未払い割り増し賃金に係る遅延損害金八千円を計上いたしました。

次に、教育費の幼稚園費、目幼稚園管理費では、幼稚園管理事務で賃金にクラス担任（教諭）一名の産後・育児休暇の補充職員の賃金に係る不足額二十一万八千五百八十六円と、臨時職員の未払い割り増し賃金二十九万二千六百六十三円を合わせて五十一万二千円を増額し、補償、補填及び賠償金に幼稚園臨時職員未払い割り増し賃金に係る遅延損害金一万九千円を計上いたしました。

次に、二十二ページの社会教育費の目社会教育総務費では、職員管理費で、国際学習会館の臨時職員の未払い割り増し賃金に係る遅延損害金一万六千円を計上し、文化財保護事業では、負担金補助及び交付金で八万五千円を増額いたしました。これは、こと

しの九月十八日の台風十八号により、町指定の天然記念物であります上方白鳥神社内のイチヨウの木の大枝が一本落下し、また一本は折損して、そのまま上部にぶら下がった状態であり、落下が危惧されますので、切除処理を行うとともに、その他の枝についても枝落としを行う必要があると樹木医の診断を受け、総事業費の二十五万五千円に対し、養老町文化財保護事業補助金要綱に基づき、町が三分の一を補助するものでございます。

同じく社会教育費の目青少年育成費では、青少年集会所整備事業補助金を十九万二千円増額いたしました。これにつきましても、九月十八日の台風十八号により船附地内の元屋敷青少年集会所の炊事場の屋根が一部損傷し、天井部分に雨漏りが見られますので、今後の被害拡大を防ぐため修繕が行われます。養老町青少年集会所施設整備事業補助金交付規則により、総事業費の五十七万七千六百七十七円に対し、町が三分の一を補助するものでございます。

同じく社会教育費の目山口会館費では、山口会館管理人の未払い割り増し賃金に係る不足額の十一万六千円を増額し、補償、補填及び賠償金に未払い賃金に係る遅延損害金一万八千円を計上いたしました。

保健体育費の目保健体育総務費では、ふるさと養老ウォーキング開催事業について、岐阜県スポーツのまちづくり支援補助金が二十万円交付されることになりましたので、財源更正を行うとともに、職員管理費で臨時職員の未払い割り増し賃金に係る遅延損害金三千円を計上いたしました。

同じく保健体育費の目町民プール費では、スポーツプラザ養老の西側に東海環状自動車道が建設されることで利用者駐車場が狭くなることから、駐車場確保のため、プール北側の未舗装駐車場の舗装整備工事と街灯移設工事を行うため、八百四十五万六千円

を計上し、財源内訳につきましては、国からの物件移転料及び損失の補償金をその他財源として充てます。

また、町民プールリニューアルオープン事業について、岐阜県スポーツのまちづくり支援補助金が二十万円交付されることとなりましたので、財源更正を行うものでございます。

次に、二十三ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

まず特別職につきましては、特別職の職員の給料の支給額の特例に関する条例に伴う減額で、給料六十三万七千円、期末手当四十六万五千円、退職手当組合負担金では十九万一千円、共済費八万四千円の減額で、合計で百三十七万七千円の減額となります。

次に、二十四ページの一般職、嘱託職員を含みますが、人件費のうち時間外勤務手当の未払い分について説明をさせていただきます。

時間外勤務手当の未払い分の合計は、全職員合計で二百七十四人分、三千七百五十六万八千円で、遅延損害金二百三十五万二千円を合わせると合計で三千九百九十二万となります。補正予算としましては、端数処理の関係もございまして、未払い時間外勤務手当については、一般会計では三千二百八十六万七千円、特別会計で四百七十四万四千円、合計で三千七百五十七万一千円を計上し、遅延損害金については、一般会計では二百一十萬一千円、特別会計で二十九万六千円、合計で二百三十九万七千円を計上いたしました。

次に、臨時職員の時間外勤務の割り増し賃金の未払い分については、全職員合計で百九十五人分、割り増し賃金が三百八十三万四千円で、遅延損害金二十五万二千円を合わせると、合計で四百八万六千円となります。

補正予算としましては、既決予算で対応できる部分を除き、また端数処理の関係もございまして、未払い割り増し賃金については、一般会計で二百二十八万一千円、特別会計で十六万四千円、合計で二百四十四万五千円を計上し、遅延損害金については、一般会計で二十四万一千円、特別会計で一六六千円、合計で二十五万七千円を計上しました。

今回の時間外勤務の未払い関係の総額は、手当及び割り増し賃金は四千四百四十万二千円、遅延損害金は二百六十四万四千円で、合計で四千四百六十六万六千円になります。

次に、時間外勤務手当の未払い分を除いた人件費でございますが、まず給料については総額で六十一万五千円の減額となります。内訳につきましては、七月から職員の給与の臨時特例措置に伴い六十五万四千円の減額、退職等により六十八万四千三百円の減額、昇給による増額が百三十五万一千円、昇格に伴う分が五百五十三万一千円でございます。

次に、職員手当等ですが、時間外勤務手当未払い分を含めて総額で四千五百六十一万二千円の増額ですが、時間外勤務手当未払い分を除くと千二百七十四万五千円の増額です。職員手当等の内訳では、時間外勤務手当の未払い分のほかに、前教育長の退職手当として五百九十五万二千円を計上し、七月からの給与の臨時特例措置に伴い、期末勤勉手当が四百四十九万九千円、管理職手当が百五十三万九千円、時間外勤務手当が五万二千円の減額になります。そのほか、時間外勤務手当などそれぞれ実績等に基づき増減を行っております。

次に、九ページの歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金の国庫負担金、目民生費国庫負担金では、私立保育所の園児数の増加に伴い、保育所運営費負担金（私立）を六百六

十七万三千円を増額し、目衛生費国庫負担金では、養育医療費の増額に伴い、母子保健衛生費負担金を三十六万八千円増額し、国庫補助金、目、総務費国庫補助金では、地域の元氣臨時交付金の交付内示により四千五百三十四万四千円を計上いたしました。

充当については、歳出でも説明しましたとおり、高度処理型合併浄化槽設置事業に千七百万円、道路新設改良事業に千百十四万四千円、消防署指令棟整備事業に千七百二十万円を充てております。

次に、県支出金の県負担金では、国庫負担金と同様に私立保育所の園児数の増加に伴う保育所運営費負担金（私立分）を三百三十三万六千円、養育医療費の増額に伴い、母子保健衛生費負担金を十八万四千円増額いたしました。

県補助金、目民生費県補助金では、福祉医療費補助金の重度心身障害者医療費補助を五百二十一万一千円、児童福祉費補助金の子育て支援対策臨時特例交付金七百五十九万一千円。内訳につきましては、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業補助金七百五十三万四千円と、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金五万七千円となりますが、これらを増額いたしました。

同じく県補助金の目商工費県補助金では、住宅リフォーム促進事業について、岐阜県振興補助金が交付されることになり二百五十万円を計上し、目教育費県補助金では、町民プールリニューアルオープン事業やふるさと養老ウオーキング開催事業について、岐阜県スポーツのまちづくり支援補助金がそれぞれ二十万円ずつ交付されることにより四十万円を計上いたしました。

次に、財産収入の財産運用収入、目財産貸付収入では、東海環状自動車道路工事に関連する仮設道路用としてスポーツプラザ養老の敷地の一部を貸すため、十月から三月までの貸付料として

二十六万六千円を計上いたしました。

同じく財産収入の財産売却収入、目不動産売却収入では一億五千二百七十九万円を計上いたしました。内訳としては、池辺大巻地区の防災拠点事業に係る国土交通省の事業用地買い上げ分一億二千二十万円と当初予算計上額百万円との差額分で一億一千百九十一万二千円と、また東海環状自動車道路建設に伴い、スポーツプラザ養老の敷地の一部、六筆分九百十八・三平方メートルが道路用地となりますので、土地売却代金として千五百四十四万五千円、物件補償費として千八百二十五万五千円でございます。

同じく財産売却収入の目物品売却収入では、旧公施設巡回バス二台、公用車一台の売却収入分として二百十九万五千円を計上いたしました。

次に、十一ページの繰入金の特別会計繰入金、目食肉事業センター特別会計繰入金では、食肉事業センター職員分の人件費の補正に伴い、人件費相当分を一般会計に繰り入れるため百二十八万三千円を増額いたしました。

同じく繰入金の基金繰入金、目コミュニティ・プラント事業基金繰入金では、コミュニティ・プラント維持管理費に充当するため二百五十万八千円を計上いたしました。

次に、十二ページの諸収入の雑入、目雑入では、平成二十五年から岐阜県町村会が受託している全国自治協会災害共済事業の受託事務費の一部が各町村へ交付されることとなったため、全国自治協会災害共済事業受託事務費交付金九十七万九千円を計上いたしました。

次に、町債の町債、目臨時財政対策債では、本債の発行可能額が五億九千四百三十万六千円と算定されましたので、借入限度額を五億九千四百万円と設定し、当初予算との差額一千万円を増額

し、財源調整として繰越金四千百三十四万九千円を充てるものでございます。

また、六ページの第二表 地方債補正につきましては、臨時財政対策債の借入限度額を一千万円増額し、補正後の借入限度額を五億九千四百万円とするものでございます。

以上で、議案第八十一号 養老町一般会計補正予算（第三号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

これより暫時休憩いたします。

再開は十一時十五分といたします。

（午前十一時〇〇分 休憩）

（午前十一時十五分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、再開いたします。

先ほど、十三番 水谷議員の質疑に対する回答で、田中総務課長より訂正の申し出がございますので、発言を許します。

自席で答弁してください。

田中総務課長。

○総務部総務課長（田中信行君） 先ほど、水谷議員から御質問が

ございました件でございますけれども、委員の皆様には集まっていたいただいたことはございますけれども、正式な委員会というような形では開催されておりません。今回、新しく再任をしていただきましたということでございますので、年明け早々に第一回の委員会を開催したいと考えております。以上でございます。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十六、議案第八十二号 平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十二号

平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第八十二号 平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）。

平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ四千五百五十万六千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ三十六億七千八百四十五千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十五年十二月十日提出。

最初に、歳出を説明させていただきます。

まず八ページの保険給付費につきましては、保険給付費が増加傾向にあり、平成二十五年十月までの当年度の支払い平均を算出し、十一月以降の支払い見込み額を計算しましたところ、不足が予測される退職被保険者等療養給付費を二百六十万円、一般被保険者療養費を二百三十七万五千元、一般被保険者高額療養費を一千三百四十五万六千元、退職被保険者等高額療養費七百四十四万二千元をそれぞれ増額いたしました。

また、九ページの葬祭費につきましても不足が見込まれますので、七十万円を増額いたしました。

次に、十ページの諸支出金につきましては、国民健康保険税の過年度分における還付金が八十万九千円の不足が予想されるため、

所要の額を増額し、また平成二十四年度の国及び県の国民健康保険特定健康診査、保健指導負担金の交付額、高齢者医療費制度円滑運営事業費補助金の交付額が確定したため、精算による国・県への返還金として百六十八万円を計上いたしました。

次に、十二ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

一般職につきまして、給料については百七十万円の減額となります。内訳につきましては、七月からの給与特例減額措置に伴い一万五千円の減額、異動等による減額が百八十一万五千円、昇給による増額が十三万円でございます。

また、職員手当等ですが、三十一万二千円の減額でございます。内訳につきましては、時間外勤務手当の未払い分が百十四万円、七月からの給与特例減額措置に伴い、期末勤勉手当が八万円、時間外勤務手当が一千円の減額になり、そのほか異動等による減が百三十七万一千円でございます。

また、時間外勤務手当の未払い分の支出に伴い、補償、補填及び賠償金に遅延損害金六万円を計上しております。

次に、六ページの歳入について御説明を申し上げます。

保険給付費の歳出の増加に伴い、国庫負担金、療養給付費負担金として五百六十六万円、国庫補助金、財政調整交付金として百四十二万五千円、その他財源として、療養給付費交付金として二千五百五十九万五千円、県支出金、財政調整交付金として百四十二万五千円を増額するものでございます。

次に、七ページの一般会計繰入金については、人件費の減額に伴い、職員給与費等繰入金を二百五十五万六千円減額し、不足する財源千四百五十五万一千円については、繰越金で充当するものでございます。

以上で、議案第八十二号 養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十七、議案第八十三号 平成二十五年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十三号

平成二十五年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第八十三号 平成二十五年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）。

平成二十五年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百四十五万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ一億五千八百四十五万円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十五年十二月十日提出。

今回の補正につきましては、人件費に係る分でございます。まず七ページの歳出につきましては、食肉事業センター関係職員費で時間外勤務手当の未払い分九万八千円及び未払い分に対する遅延損害金として七千円などの人件費として十六万七千円、食肉事業センター管理費で人件費相当分を一般会計に繰り出すため、

繰出金百二十八万三千円、総額で百四十五万円を増額するものでございます。

次に、十ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

給料については補正はございませんが、内訳として給与特例減額により三千円の減額、昇給による増が三千円でございます。

職員手当等につきましては、十六万円の増額です。内訳につきましては、期末勤勉手当は給与特例減額措置に伴う減額が一万三千円、時間外勤務手当の未払い分九万八千円などでございます。

また、時間外勤務手当の未払い分に対する遅延損害金として七千円を計上しております。

なお、歳入につきましては、繰越金百四十五万円を充当いたします。

以上で、議案第八十三号 平成二十五年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十八、議案第八十四号 平成二十五年養老町上水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十四号 平成二十五年養老町上水道事業会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第八十四号 平成二十五年養老町上水道事業会計補正予算（第一号）。

第一条 平成二十五年養老町上水道事業会計の補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

収益的支出、第二条 平成二十五年養老町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第一款水道事業費用でございます。既決予定額四億一千六百八十万円、補正額百万三千円を増額して、四億一千七百八十万三千円とするものでございます。

内訳は、第一項営業費用三億七千九百三十四万七千円を三百六十七万八千円減額、計三億七千五百六十六万九千円。

第二項の営業外費用三千五百四十五万三千円の既決予算を四百六十八万一千円増額して四千十三万四千円。

資本的収入、第三条 予算第四条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額二億七千三百三十万円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額二億三千三百三十一万八千円」に、「当年度分損益勘定留保資金二億一千四百七十八万二千元」を「当年度分損益勘定留保資金一億七千四百八十万円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第一款資本的収入、既決予算一億一千九百五十万円、三千九百九十八万二千元を増額し、一億五千九百四十八万二千元とするということでございます。

内訳は、第二項負担金七百八十七万五千円の既決予算に対し、百万三千円を増額し、八百九十七万八千円。

第五項その他資本的収入を補正額は三千八百八十七万九千円増額し、三千八百八十七万九千円とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第四条 予算第八条第一号中「三千五百四十万九千円」を「三千六百九

十二万九千円」に改める。平成二十五年十二月十日提出。

今回の補正予算につきましては、収益的支出を百万三千円増額し、補正後の予算額を四億一千七百八十万三千円に改めるものであります。

また、資本的収入を三千九百九十八万二千円増額し、補正後の予算額を一億五千九百四十八万二千円に改めるものでございます。まず、十四ページの収益的支出につきましては、営業費用の総係費におきまして、通常の増加分として給料を三十万九千円、手当等を八十四万八千円、法定福利費を十一万九千円、それぞれ増額いたしました。さらに、二十五年度時間外勤務手当の未払い分として、手当等で二十四万三千円、遅延損害金として雑支出で七千円計上いたしました。

次に、日々雇用職員が今年度より交代いたしました、引き継ぎが円滑に進みましたので、当初二名分を計上しておりましたが、一名分の賃金百万五千円を減額いたしました。また、企業会計の新制度への移行に伴う固定資産調査を委託せず町で実施したため、委託料を四百二十万円減額いたしました。

続きまして、営業外費用につきましては、雑支出で過年度分である平成二十三年、二十四年度時間外勤務手当未払い分六十三万四千円及び遅延損害金四万七千円、合計で六十八万一千円を増額いたしました。また、工事発注額が当初より減額の見込みであるため、消費税及び地方消費税を四百万円増額いたしました。

次に、十五ページの資本的収入につきましては、県道南濃・関ヶ原線の拡張工事に伴い、水道管の移設工事への補償として、その他負担金を百十万三千円増額いたしました。

また、第二、第四ポンプ場連係配水設備工事に対し、一般社団法人低炭素社会創出促進協会より補助金の交付が決定したため、

その他資本的収入を三千八百八十七万九千円増額いたしました。

それらの収入の増加により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、二億七千三百三十万円で二億三千三百三十一万八千円に、三千九百九十八万二千円の減額となりました。

次に、五ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。まず、給料については三十万九千円の増額となります。内訳としましては、給与特例減額措置に伴い一万三千円の減額、異動等により二十四万三千円、昇給に伴い七万九千円の増額となりました。

次に、職員手当については百九万二千円の増額となります。内訳としましては、給与特例減額措置に伴い、期末勤勉手当が七万六千円、管理職手当が四万七千円、時間外勤務手当が一千円の減額となり、二十五年度分の時間外勤務手当の未払い分が二十四万三千円、異動等による額が九十七万三千円でございます。そのほか、平成二十三年、二十四年度の時間外勤務手当の未払い分が六十三万四千円となり、時間外勤務手当の未払い分の合計は八十七万七千円となります。また、時間外勤務手当の未払い分に係る遅延損害金が五万四千円となります。

以上で、議案第八十四号 平成二十五年養老町上水道事業会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十九、議案第八十五号 平成二十五年養老町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十五号

平成二十五年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第八十五号 平成二十五年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）。

平成二十五年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百一十二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億三千四百九十一万二千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十五年十二月十日提出。

今回の補正予算につきましては、県道南濃・関ヶ原線の拡幅工事に伴う県公共事業補償金二百三十一万円を計上し、一般会計繰入金金を百二十九万八千円減額し、時間外勤務手当等の未払い金六十二万八千円を含む人件費として百一十二千円を増額するものがあります。

まず、七ページの下水道費の公共下水道建設費、目下水管布設費では、県公共事業補償金二百三十一万円を充当するため、財源更正を行うものです。

次に、八ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

まず、給料については十七万一千円の増額となります。内訳につきましましては、七月からの給与特例減額措置に伴い一万円の減額、

昇給による増額が十八万一千円でございます。

次に、職員手当でございますが、七十二万六千円の増額でございます。内訳につきましては、時間外勤務手当の未払い分が六十二万八千円、給与特例減額措置に伴い、期末勤勉手当が五万六千円、管理職手当が四万二千円の減額になります。

そのほか、それぞれ実績等に基づき、それぞれ減額を行っております。また、時間外勤務手当の未払い分に係る遅延損害金四万二千円を計上しております。

以上で、議案第八十五号 養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二十、議案第八十六号 平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十六号

平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第八十六号 平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）。

平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六百三十六万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億二千九百二十九万二千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十五年十二月十日提出。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

人件費については、後で給与費明細書で説明をさせていただきます。

まず、九ページの二款保険給付費につきましては、本年度の給付費の動向に基づきまして、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、サービス給付諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス費などにそれぞれの所要額を補正し、保険給付費全体としての補正額は一千百三十七万九千円を増額いたします。

次に、十一ページの四款地域支援事業費につきましては、職員管理費では二十四万五千円増額しました。内訳としては、臨時職員の割り増し賃金未払い分十六万四千円を含めて賃金で二十二万九千円、割り増し賃金に係る遅延損害金一万六千円でございます。次に、十三ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

一般職につきましては、給料については三百四十一万二千円の減額となります。内訳につきましては、七月からの給与特例減額措置に伴い三万五千円の減額、昇給による増額が三万円、異動等による減額が三百四十万七千円でございます。

次に、職員手当等ですが、七十八万八千円の減額でございます。内訳につきましては、時間外勤務手当の未払い分として百九十六万一千円を計上し、七月からの給与特例減額措置に伴い、期末勤勉手当が十一万二千円、管理職手当が四万三千円、時間外勤務手当が一千万の減額になります。そのほか、異動による減額が二百五十九万三千円でございます。また、時間外勤務手当の未払い分

に対する遅延損害金十三万三千円、臨時職員の未払い分の割り増し賃金に対する遅延損害金一万六千円、合計で十四万九千円を計上しております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

まず、保険給付費の補正に伴いまして、六ページの国庫負担金、補助金（調整交付金）、支払基金交付金（介護給付費交付金）、県負担金、他会計繰入金（介護給付費繰入金）について、それぞれ所要額を補正いたしました。

また、人件費の補正に伴い、他会計繰入金職員給与費等分二百八十八万七千円を増額し、一般会計から繰り入れ、地域支援事業費分は六ページの国庫補助金（地域支援事業交付金）、支払基金交付金（地域支援事業支払基金交付金）、県補助金（地域支援事業交付金）、他会計繰入金（地域支援事業、一般会計繰入金）についてそれぞれ所要額を補正いたしました。

また、繰越金で歳入全体で不足する財源七十二万八千円を充てるものでございます。

以上で、議案第八十六号 平成二十五年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）の提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

議案精読のため、明日十二月十一日から十二月十八日までの八日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、明日十二月十一日から十二月十八日までの八日間は休会することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君）　これで本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会二日目は、十二月十九日午前九時三十分より会議を開きます。本日は御苦労さまでございました。

（散会時間　午前十一時四十五分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十五年十二月十日

議長　田　中　敏　弘

議員　三　田　正　敏

議員　吉　田　太　郎